

平成 30 年 8 月 20 日

## 入札公告

次のとおり入札後審査型一般競争入札を行いますので公告します。

社会福祉法人  
西条市社会福祉協議会  
会長 丹 勝 敬

### 記

#### 1. 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 児童発達支援センター「ひまわり」(仮称)新築工事  
(2) 工 事 場 所 愛媛県西条市石田 339 番地 1  
(3) 工 事 概 要  
用 途 : 福祉型児童発達支援センター  
構 造 : 木造 平屋建て  
延床面積 : 791.86.m<sup>2</sup>  
そ の 他 : 外構工事等付帯工事一式
- (4) 工 事 期 間 工事請負契約の成立の日から平成 31 年 3 月 15 日まで  
(5) 予 定 価 格 208,677,600 円 (193,220,000) 円 (消費税及び地方消費税を除く)  
(6) そ の 他

この公告の工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）に基づき、請負者に住宅瑕疵担保責任保険への加入又は保証金の供託による資力確保措置が義務付けられた工事である。

#### 2. 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和 39 年 7 月愛媛県告示第 607 号）第 4 条第 1 項の規定により愛媛県に建設工事入札参加資格審査申請書を提出している者であること。  
(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。  
(3) 入札日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和 63 年 8 月 1 日制定）に基づいて愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。  
(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法

の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。)

- (5) 次に掲げるこの公告の工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

内藤一行・建築設計事務所

愛媛県西条市三芳 1158 番地 1

- (6) この入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (7) 建築一式工事について、愛媛県の建設業者格付け事務取扱要領（平成 11 年 3 月 23 日土第 381 号）第 5 条の規定による建設業者格付け結果通知（平成 29・30 年度に係るもの。以下「格付け結果通知」という。）の格付けが A 等級の者であること。
- (8) 前年度又は前々年度に完成した愛媛県土木部発注の建築一式工事に係る工事成績評定（完成検査時の評価による工事成績評定点とする。以下同じ。）の前年度の平均点数又は前々年度の平均点数のいずれかが 65 点未満の者でないこと。
- (9) 建築工事業について、一般建設業又は特定建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受け、愛媛県内に許可を受けている本店を有する者であること。
- (10) 入札日から起算して過去 15 年間に、次の要件をすべて満たす建築物（工場、倉庫、上屋、機械式駐車場その他これらに類する建築物を除く。）に係る建築主体工事（新築、増築又は改築であるものに限る。以下同じ。）の元請（共同企業体の構成員である場合にあっては、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。以下同じ。）としての施工実績（財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（コリンズ）に登録されたもののうち、工事が完成して引渡し完了したもの（以下「コリンズに登録されたもの」という。）又は過去 10 年を超えて 15 年までの間に完成した公共工事について、工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書、図面等を提出できるものに限る。）を有する者であること。ただし、当該施工実績が平成 16 年 4 月 1 日以降に完成した愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が 65 点未満のものは、施工実績として認めない。
- ア 請負代金額が 2,500 万円以上であること。
- イ 福祉関係施設工事であること。
- (11) 次の要件をすべて満たす監理技術者又は主任技術者を専任で配置することができること。
- ア 一級若しくは二級建築士の免許又は一級若しくは二級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
- イ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ウ 入札日以前に申請者と 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- エ 入札日から起算して過去 15 年間に、(10) に規定する要件をすべて満たす工事（元請としてのものであり、かつ、コリンズに登録されたもの又は過去 10 年を超えて 15 年までの間に完成した公共工事について、工事請負契約書の写し、発注者の施工証明書、

図面等を提出できるものに限る。)に従事した経験(当該工事の工期の3分の2以上を占める従事経験者に限る。また、監理技術者又は主任技術者としての従事経験のほか、担当技術者又は現場代理人としての従事経験を含む。)を有すること。ただし、当該従事経験が平成16年4月1日以降に完成した愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあつては、工事成績評定点が65点未満のものは、従事経験として認めない。

### 3. 入札参加資格の入札前の確認(以下「事前確認」という。)

(1) この入札に参加希望するものは、次の申請書類を当法人理事長に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料

(2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

(3) (1)の申請書類の提出日時及び提出方法

ア 提出日時

平成30年9月5日(水)10:00

イ 提出方法

(1)の申請書類は、5の入札場所へ持参により提出すること。

ウ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

(4) 事前確認の日時

(3)の受領後、直ちに行う。

(5) 事前確認の方法

事前確認は、次に掲げるところにより行う。

ア 2(1)から(9)までに掲げる要件

(1)の申請書類の記載内容等に基づき、当該要件を満たしているかどうかを確認する。

なお、2(1)、(7)、(8)及び(9)を確認する書類は、愛媛県建設工事入札参加資格証明申請書兼証明書に代えることができる。

イ 2(10)及び(11)に掲げる要件

(1)の申請書類が不備なく提出されているかどうかを確認する。

(6) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、当該入札に参加できない。

なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者は、入札書を無効とし、開札しない。

### 4. 入札説明書の掲示及び交付等

(1) 掲示(交付)期間

平成30年8月20日(月)から平成30年9月4日(火)まで

(2) 掲示(交付)場所

社会福祉法人西条市社会福祉協議会本所総務福祉課

(3) 設計書、図面及び仕様書については、(1)に掲げる期間において、入札説明書に定めるところ

により配布又は閲覧に供する。

- (4) 入札説明書及び設計書について質問がある場合は、平成 30 年 8 月 20 日（月）から平成 30 年 8 月 24 日（金）までの間に、質問事項を記載した書面を下記へ持参、郵送又は F A X により提出すること。

社会福祉法人西条市社会福祉協議会本所総務福祉課

愛媛県西条市周布 606 番地 1（〒799-1371）

電話番号 0898-64-2600

F A X 番号 0898-64-3920

- (5) (4) の質問に対する回答は、平成 30 年 8 月 29 日（水）から 9 月 4 日（火）までの期間に社会福祉法人西条市社会福祉協議会のホームページに掲載する。

## 5. 入札及び開札

- (1) 入札及び開札日時

3 の事前確認終了後、直ちに行う。

- (2) 入札及び開札の場所

社会福祉法人西条市社会福祉協議会（東予総合福祉センター第 1 会議室）

- (3) 入札書の提出方法

(1) に掲げる日時に社会福祉法人西条市社会福祉協議会（東予総合福祉センター第 1 会議室）へ持参により提出すること。

- (4) 入札方法

ア 入札回数は、1 回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、平成 30 年 9 月 10 日（月）17:00 までに、入札説明書に定めるところの資料を 4（4）に掲げる場所へ持参して提出すること。

## 6. 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札を行った者（以下「最低価格入札者」という。）に対して、次の追加資料の提出を求めるので、F A X 又は持参により、平成 30 年 9 月 5 日（水）17:00 までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。

また、直近の経営事項審査の結果通知書の写しについて提出を求められた場合は同様に、平成 30 年 9 月 5 日（水）17:00 までに速やかに提出すること。

ア 2 の（10）の施工実績を証する書類

イ 2 の（11）の専任の配置予定技術者の資格等（3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係を含む。）及び従事経験を証する書類

ウ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

エ 格付け結果通知の写し

- (2) 最低価格入札者から提出された3 (1) の申請書類及び (1) の追加資料の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると思われる場合には、最低価格入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最低価格入札者を落札者と決定して審査を終了する。最低価格入札者が入札参加資格を満たしていないと思われる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行う。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。
- (3) (2) の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者 (3 (1) の申請書類及び (1) の追加資料が不備であった場合も含む。) が行った入札については、入札を無効とする。
- (4) 落札者の決定は、原則として、平成30年9月10日 (月) までに行う。ただし、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。
- (5) 落札者が決定した場合は、当該落札者に対し書面により落札者決定の通知を行うものとする。なお、入札結果は、契約締結後、社会福祉法人西条市社会福祉協議会本所総務福祉課において掲示する。詳細は、入札説明書による。

#### 7. 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

- (1) 3 (6) において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、口頭で通知し、6 (3) において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。
- (2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、当法人会長に対して書面により説明を求めることができる。この場合、(1) の通知をした日の翌日から起算して7日 (土曜日及び日曜日並びに祝日 (以下「休日」という。) を含まない。) 以内の受付時間中 (午前9時から午後5時までをいう。) に当該書面を持参又は郵送により提出しなければならない。
- (3) (2) の書面を提出した者に対する回答は、(2) の書面を提出することができる最終日の翌日から起算して10日 (休日を含まない。) 以内に、書面により行う。
- (4) (2) の書面の提出先は社会福祉法人西条市社会福祉協議会本所総務福祉課とする。

#### 8. その他

##### (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、次の①又は②に該当すると認められた者については、入札保証金の納付を免除する。

- ① 保険会社との間に当法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者
- ② その他契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1（低入札価格調査に係る契約にあつては、請負代金額の10分の3）以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合、又は発注者が認めた場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 工事費内訳書の提出

ア 入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を5（1）の日時に社会福祉法人西条市社会福祉協議会（東予総合福祉センター第1会議室）へ入札書と併せて持参により提出すること。

イ 工事費内訳書には、種目及び科目ごとに、金額を記載すること。

ウ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

エ 工事費内訳書は、適正な見積りがなされているか確認するための資料として提出を求めらるものであり、入札の効力及び契約上の権利義務に影響を与えるものではない。

(3) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び3（1）の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 低入札価格調査に係る契約において配置を求める技術者

低入札価格調査に係る契約については、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の専任での配置等を求める。詳細は、入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

(7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

社会福祉法人西条市社会福祉協議会本所総務福祉課

愛媛県西条市周布 606 番地 1（〒799-1371）

電話番号 0898-64-2600

FAX番号 0898-64-3920

(8) その他

詳細は、入札説明書による。